明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第四条第二項	前項第一号イ(1)に規定する療養の給付	前項第一号イ(1)に規定する一般被保険者に係る療養の給付
第四条第二項第一号	となる被保険者の被保険者（施行令	となる一般被保険者の一般被保険者（一般被保険者のうち施行令
第四条第二項第二号	となる被保険者の被保険者	となる一般被保険者の一般被保険者
第四条第二項第三号	療養の給付	一般被保険者に係る療養の給付
第四条第四項	第一項第一号イ(2)及び(6)に規定する入院時食事療養費	第一項第一号イ(2)及び(6)に規定する一般被保険者に係る入院時食事療養費
第四条第四項第一号及び第二号	被保険者	一般被保険者
第四条第四項第三号	入院時食事療養費	一般被保険者に係る入院時食事療養費
第四条第五項	第一項第一号イ(3)及び(7)に規定する入院時生活療養費	第一項第一号イ(3)及び(7)に規定する一般被保険者に係る入院時生活療養費
第四条第五項第一号及び第二号	被保険者	一般被保険者
第四条第五項第三号	入院時生活療養費	一般被保険者に係る入院時生活療養費
第四条第六項	第一項第一号(4)及び(8)に規定する保険外併用療養費	第一項第一号(4)及び(8)に規定する一般被保険者に係る保険外併用療養費
第四条第六項第一号	となる被保険者の被保険者（施行令	となる一般被保険者の一般被保険者（一般被保険者のうち施行令
第四条第六項第二号	となる被保険者の被保険者	となる一般被保険者の一般被保険者
第四条第六項第三号	保険外併用療養費	一般被保険者に係る保険外併用療養費
第四条第六項第四号及び第五号	となる被保険者	となる一般被保険者
第四条第六項第六号	規定する	規定する一般被保険者に係る
第四条第六項第七号及び第八号	となる被保険者	となる一般被保険者

第四条第二項	規定する療養	規定する一般被保険者に係る療養
	となる一般被保険者の被保険者（施行令	となる一般被保険者の一般被保険者（一般被保険者のうち施行令
	三　療養	三　一般被保険者に係る療養
第四条第四項	規定する入院時食事療養費	規定する一般被保険者に係る入院時食事療養費
	被保険者	一般被保険者
	三　入院時食事療養費	三　一般被保険者に係る入院時食事療養費
第四条第五項	規定する入院時生活療養費	規定する一般被保険者に係る入院時生活療養費
	被保険者	一般被保険者
	三　入院時生活療養費	三　一般被保険者に係る入院時生活療養費
第四条第六項	規定する保険外併用療養費	規定する一般被保険者に係る保険外併用療養費
	となる被保険者の被保険者（施行令	となる一般被保険者の一般被保険者（一般被保険者のうち施行令
	三　保険外併用療養費	三　一般被保険者に係る保険外併用療養費
	六　保険外併用療養費	六　一般被保険者に係る保険外併用療養費
第四条第七項	被保険者	一般被保険者
第五条第一項	における被保険者	における一般被保険者
	平均被保険者数	平均一般被保険者数
	平均被保険者数	平均一般被保険者数
第五条第三項及び第四項	額の合計額	額の合計額から、当該合計額に当該世帯に属する退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等を当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等で除して得た率（小数点以下第四位未満は四捨五入するものとする。）を乗じて得た額を控除した額
第六条第一号	被保険者	一般被保険者
	調整対象需要額	調整対象需要額から、前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における介護